

## 登録支援専門家日当規程

令和5年3月17日制定

理事会は、定款第34条に基づき登録支援専門家日当規程を次のとおり定める。

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会（以下「当協会」という。）の会員のうち、一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機構（以下「運営機関」という。）の事業に係る登録支援専門家として登録した会員が、運営機関から委嘱を受けた案件に従事した場合に支払う日当につき、その支給範囲及び支給額について定めることを目的とする。

### (日当の支給範囲)

第2条 運営機関から委嘱を受けた会員である登録支援専門家（以下「委嘱済登録支援専門家」という。）が、当該案件について次の業務のために出張する場合、日当を支給する。

- (1) 対象不動産の現地調査
- (2) 担当弁護士等ほかの登録支援専門家との打ち合わせ
- (3) 鑑定評価書作成のために必要な市役所等官庁における調査
- (4) 鑑定評価書作成のために必要な採用取引事例等の現地調査

### (復命書の提出)

第3条 委嘱済登録支援専門家は、前条各号の業務に従事するに当たり、会長から出張命令を受けたものとみなし、業務終了後に会長に対して復命書を提出しなければならない。

### (日当の支給額)

第4条 委嘱済登録支援専門家が、第2条各号の業務に出張した場合には、一日当たり10,000円の日当を支給する。ただし、業務が午前から午後にあたる場合又は4時間を超えて行われる場合以外の日当支給額は半額とする。

### (日当の支払い)

第5条 日当は、案件の終了後、復命書を確認して一括支給する。

2 前項の規定にかかわらず、当協会の役員等である場合、役員等であることに係る日当等と委嘱済登録支援専門家に係る日当を合算して支給することができる。

### (日当の限度額)

第6条 日当は、1案件について30,000円を上限とする。

### (振込手数料)

第7条 日当の銀行振込手数料は、委嘱済登録支援専門家の負担とする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、令和5年3月17日から施行し、令和4年4月1日から適用する。